6　協議会の運営に関する留意事項

（略）

⑴　協議会の組織

（略）

①～③　（略）

④　①から③までに掲げる者のほか、市町村が構成員として必要と認める者として、次に掲げる者を構成員とすることが望ましい。

ア　設備整備区域に、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律、海岸法又は自然公園法に基づく許可又は届出が必要となる区域を含めようとする場合にあっては、これらの法律に基づく手続に関する行政事務を所掌する都道府県の担当部局の職員

イ～カ　（略）

⑤・⑥　（略）

⑵・⑶　（略）

7　設備整備計画の認定に関する留意事項

⑴　（略）

⑵　認定手続

（略）

①　（略）

②　計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合には、当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか、また、必要な資金の確保、設備整備計画に関係する地権者の同意の取付け、ＦＩＴ制度及びＦＩＰ制度における事業計画認定等の状況について確認するなどにより当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。なお、①の都道府県知事等に対する協議、同意等を経て認定された設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）に従って農地を農地以外のものにする場合や、開発行為を行う場合等には、各個別法の許可があったものとみなされることに留意するものとする。ただし、計画作成市町村が農地法第４条第１項に規定する指定市町村である場合は、都道府県知事の同意を得ていなくても、法第７条第４項第１号に掲げる行為が記載された設備整備計画については、当該計画作成市町村の認定をもって、農地法の許可があったものとみなされる。この場合において、当該計画作成市町村は、当該設備整備計画を認定しようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならないことに留意する必要がある。

⑶・⑷　（略）

8　（略）

9　再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する留意事項

（略）

なお、当該撤去に係る費用については、ＦＩＴ制度における調達価格及びＦＩＰ制度における基準価格の算定において、発電設備の廃棄費用がその算定根拠に含まれていることも踏まえ、適正な額を算定するものとする。

10　（略）

6　協議会の運営に関する留意事項

（略）

⑴　協議会の組織

（略）

①～③　（略）

④　①から③までに掲げる者のほか、市町村が構成員として必要と認める者として、次に掲げる者を構成員とすることが望ましい。

ア　設備整備区域に、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、森林法、漁港漁場整備法、海岸法又は自然公園法に基づく許可又は届出が必要となる区域を含めようとする場合にあっては、これらの法律に基づく手続に関する行政事務を所掌する都道府県の担当部局の職員

イ～カ　（略）

⑤・⑥　（略）

⑵・⑶　（略）

7　設備整備計画の認定に関する留意事項

⑴　（略）

⑵　認定手続

（略）

①　（略）

②　計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合には、当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか、また、必要な資金の確保、設備整備計画に関係する地権者の同意の取付け、固定価格買取制度における設備認定等の状況について確認するなどにより当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。なお、①の都道府県知事等に対する協議、同意等を経て認定された設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）に従って農地を農地以外のものにする場合や、開発行為を行う場合等には、各個別法の許可があったものとみなされることに留意するものとする。ただし、計画作成市町村が農地法第４条第１項に規定する指定市町村である場合は、都道府県知事の同意を得ていなくても、法第７条第４項第１号に掲げる行為が記載された設備整備計画については、当該計画作成市町村の認定をもって、農地法の許可があったものとみなされる。この場合において、当該計画作成市町村は、当該設備整備計画を認定しようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならないことに留意する必要がある。

⑶・⑷　（略）

8　（略）

9　再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する留意事項

（略）

なお、当該撤去に係る費用については、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度における調達価格の算定において、発電設備の廃棄費用がその算定根拠に含まれていることも踏まえ、適正な額を算定するものとする。

10　（略）